

# 農産物検査規格検討会

# 農産物検査規格検討会

日時： 令和3年12月24日（金）

会場： 三番町共用会議所

時間： 午後1時00分～午後3時24分

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
  - (1) 農産物規格・検査をめぐる最近の動き
  - (2) 品種銘柄の設定について
  - (3) 新素材に対応した包装規格について
  - (4) 機械鑑定を前提とした規格について
- 4 閉 会

## 配付資料

### 議事次第

農産物検査規格検討会委員名簿

農産物検査規格検討会【座席表】

資料1 「農産物検査規格検討会」の開催について

資料2 農産物検査規格・検査をめぐる最近の動き

資料3 品種銘柄の設定について

資料4 新素材に対応した包装規格について

資料5 機械鑑定を前提とした規格について

出席委員

座	長	大 坪 研 一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委	員	梅 本 典 夫	全国主食集荷協同組合連合会会長
委	員	江 渡 浩	一般財団法人日本穀物検定協会理事
委	員	荻 島 雅 洋	一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会常務理事
委	員	金 森 正 幸	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部部長
委	員	金 子 真 人	株式会社金子商店 代表取締役社長
委	員	郡 司 和 久	木徳神糧株式会社執行役員（米穀事業本部）
委	員	齋 藤 一 志	（株）まいすたあ 代表取締役
委	員	坪 谷 利 之	木津みずほ生産組合代表
委	員	夏 目 智 子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	横 田 修 一	（有）横田農場 代表取締役

○齊官穀物課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから農産物検査規格検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、平形農産局長から一言御挨拶を申し上げます。

○平形農産局長 年末の大変お忙しいときに御参集いただきまして、本当にありがとうございます。農産物検査規格検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

農産物検査規格につきましては、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるように、これまで見直しを行ってきたところでございます。

平成31年3月の農産物規格・検査に関する懇談会、これを手始めにしまして、本農産物検査規格検討会で御議論を頂く等によりまして、一つは農産物検査の場所の緩和、それから穀粒判別器の活用、さらに農産物規格の簡素化、それから玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格の制定等、見直しを行ってきたところでございます。

その後、令和2年9月に設置いたしました農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会、ここでの8回の検討、さらに取りまとめに基づきまして、実務的、技術的な作業を進めて、サンプリング方法の簡素化ですとか、順次措置を行ってきたところでございます。

本日は農産物検査規格に関する事項につきまして本検討会での御意見を伺うことによりしておりますが、主には一つは全国一本で検査を受けられる品種を指定する品種銘柄の設定、二つ目、新素材に対応する新たな包装規格の制定、三つ目なんですけれども、機械鑑定を前提とした農産物検査規格の制定ということについて御意見を賜りたいというふうに思っております。

今回の一連の見直しを経まして、一つ、お米の栽培ですとか販売方法に関して農業者に多様な選択肢が提供されるような環境が整えられるのではないかということ、それから農業者の創意工夫の余地、これが広がること、さらには農産物検査の合理化によりまして農業者、現場の負担が軽減されること、こういったものを効果として我々も期待しております。委員の皆様には忌憚のない御意見を頂きまして、本日も積極的な御発言をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1から資料5までを配付しております。また、各委員のお席には、本年5月に公表しました農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会取りまとめを配付しておりますので、必要に応じて御参考にしてください。

資料に不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお申し付けください。

次に、本検討会の委員について座席順に御紹介をさせていただきます。

全国主食集荷協同組合連合会会長、梅本典夫委員でございます。

○梅本委員 梅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 一般財団法人日本穀物検定協会理事、江渡浩委員でございます。

○江渡委員 江渡でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会常務理事、荻島雅洋委員でございます。

○荻島委員 荻島でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 株式会社金子商店代表取締役社長、金子真人委員でございます。

○金子委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 すみません。全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部部長、金森正幸委員でございます。

○金森委員 金森でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 木徳神糧株式会社執行役員、郡司和久委員でございます。

○郡司委員 郡司でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 株式会社まいすたぁ代表取締役、齋藤一志委員でございます。

○齋藤委員 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長、夏目智子委員でございます。

○夏目委員 夏目でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 有限会社横田農場代表取締役、横田修一委員でございます。

○横田委員 横田です。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 ウェブから参加いただいております木津みずほ生産組合代表、坪谷利之委員でございます。

○坪谷委員 新潟の坪谷です。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 そして、本検討会の座長でございます新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授、大坪研一座長でございます。

○大坪座長 大坪でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 なお、弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長の高木賢委員におかれましては、御都合により御欠席と伺っております。

農林水産省からの出席者につきましては、座席表で御確認いただきますようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募して、19名の方が傍聴されております。

この後の議事進行につきましては、大坪座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大坪座長 それでは、今後は私が進行を務めさせていただきます。議事に従って進めます。

まず、事務局から資料1及び資料2について御説明を頂いた後、御質問があればお伺いいたします。

次に、検討会の審議事項であります議事の(2)から(4)につきまして、事務局から資料3から資料5について一括で御説明を頂きます。その後、各委員の皆様から、順に全員の委員の皆様へ御意見を伺いたいと思っております。委員各位、それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められますよう円滑な進行に御協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料1及び資料2の説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 かしこまりました。

それでは、事務局より資料1及び資料2について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1を御覧ください。

本検討会の位置付けなどについて記載をしております。

本検討会でございますけれども、農産物検査法第11条第3項におきまして、農林水産大臣は、農産物検査規格を設定、変更、廃止をしようとするときは、農産物の検査などに関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとされております。

これを踏まえまして、農林水産大臣より委嘱をされた学識経験者などによって構成される「農産物検査規格検討会」を開催するという事となっておりまして、本検討会を開催させていただくものでございます。

2番は検討内容でございます。農産物検査規格項目の見直しについてということでございます。

そして、3番の委員は、今し方御紹介を申し上げた方々で構成をしております。

そして、スケジュール等でございますけれども、本日、令和3年12月24日に検討会を開催させていただき、次回以降については必要に応じ開催をしてみたいということ、そして検討会における御議論を踏まえまして、告示の改正などの必要な手続を行うことを記載をさせていただいております。

2ページ以降は、関係法令の抜粋などをお付けをしておりますので、御参考に頂ければというふうに存じます。

そして、資料2についての御説明をさせていただきたいと思います。

農産物規格・検査をめぐる最近の動きについて整理をしております。

まず、1ページを御覧ください。

農産物規格・検査の見直しに関する最近の状況といたしまして、平成28年から現在まで時系列で整理をしております。

まず一番左手を御覧いただきますと、農業競争力強化プログラムでございます。平成28年11月に決定をしておりますが、この中で農産物の規格について、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直すということが決定をされております。

また、農業競争力強化支援法でも同様の規定がなされております。

これを受けまして、農産物規格・検査に関する懇談会、これを平成31年1月に設置をいたしまして、3月に中間論点整理を行いました。これに基づきまして、穀粒判別器に関する検討チームですとか、そして本日も開催をしておりますけれども、農産物検査規格検討会、4回の御審議を頂いてきたところでございます。このような懇談会の結論に基づき御検討いただいた結果、検査場所の緩和、穀粒判別器の活用、異種穀粒規格の簡素化、推奨フレコンの規格設定などを順次実施をしてきたところでございます。

このような中、令和2年1月から規制改革推進会議農林水産WGでも御議論がございました。令和2年7月に取りまとめられました規制改革実施計画、これに基づきまして、一番右側でございますけれども、令和2年9月に農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会を設置いたしまして、8回の御議論を頂き、令和3年5月に取りまとめを公表したところでございます。

この取りまとめに基づきまして、機械鑑定に係る技術検討チーム、あるいはサンプリング方法の見直しに関する有識者からの意見の聴取、スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムの設置・運営などを進めているところでございます。

また、点線のところにございますけれども、検討会の結論に基づき、サンプリング方法の見直し、量目の検査の見直し、検査証明方法の見直しなど順次措置をしているところでございま

す。

そして、右下の赤枠のところでございますけれども、農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論に基づきまして、農産物検査規格に関する事項について御審議を頂くということで、本日検討会を開催させていただいているものでございます。

2 ページを御覧ください。

平成31年の1月に設置をいたし、3月に取りまとめました農産物規格・検査に関する懇談会中間論点整理を踏まえた見直しの項目を列記しております。検査場所の緩和ですとか、試料抽出方法の効率化、検査事務の効率化、穀粒判別器の一部項目での活用、そして異種穀粒規格の簡素化、推奨フレコンの規格設定などを行っているということでございます。

3 ページを御覧ください。

令和2年の9月に設置をいたしました農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の委員の名簿、それから検討経緯について右側に記載をさせていただいております。令和2年9月の設置以降、ヒアリングを現場の関係者、穀粒判別器の企業、あるいはスマートフードチェーンの状況などについて順次ヒアリングを行ってまいりました。また、第4回の検討会ではお米マイスターとして金子委員にも御参加を頂き、御意見を頂いたりするということを進めております。

このような検討を経て、8回の検討を経まして、本年5月に取りまとめをしまいったということでございます。

4 ページを御覧ください。

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論について概要をお示しをさせていただいております。下側に緑色のところで枠が並んでおりますけれども、一つ目といたしまして、機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定、2番目といたしましてサンプリング方法の見直し、3番目でスマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定、そして農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止、銘柄の検査方法の見直し、荷造り・包装規格の見直し、これについて結論を得たということでございます。

その他の措置済の事項として、7番、8番記載をしておりますが、AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発、こちらにつきましては令和3年度に予算措置をいたしまして、令和7年まで実施をしていくということで動いております。

また、8番目でございますけれども、農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直しということで、農産物検査を受けなくても、一定の根拠書類を保存いただくことを条件といたしまして、精米の包装容器などに産地・品種・産年を記載できるなど、所要の見直しを行っ



ているというところでございます。

そして、6 ページを御覧ください。

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の取りまとめでも記載をしておりますスケジュール、これがこの6 ページの左側の表でございます。それに対しまして、現在どのような対応状況であるのかというところを記載しておりますのが右側でございます。

順に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず一つ目でありますが、機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定につきまして、スケジュールでは令和3年度に機械鑑定に係る技術検討チームを設置し、技術的事項の検討・整理を行うということ、そして農産物規格規程の改正を行うということが定められております。

現状でございますが、本年6月に機械鑑定に係る技術検討チームを設置いたしまして、3回の検討を経て技術的事項の検討が終了しております。

農産物検査規格の改正に関する事項でございますので赤字で記載しておりますが、本検討会で御審議を頂くこととしております。

そして、2行目でございます。検査結果について検査証明書などに記載されたID番号、QRコード、ICタグなどからスマホなどの機器端末を通じて検査証明を表示・活用することを可能とするといったような内容でございます。予定では、令和3年産米の検査から順次適用するというようにしております。

現在、現状でございますけれども、本年7月に農産物検査法施行規則を改正いたしました、措置を行ったところでございます。後ほど御紹介をさせていただきます。

そして、3行目でございます。農業データ連携基盤を活用するなどにより実需者・流通事業者などが検査結果を参照できる仕組みを構築するというところでございますが、予定では令和5年度でございますけれども、令和5年産米の検査から適用を目指すということにしております。

現状でございますが、後ほど御紹介いたしますスマート・オコメ・チェーンコンソーシアム、設立して動いておりますので、これと連携して検討を進めているということでございます。

次に、サンプリング方法の見直しについてでございます。令和3年産米の農産物検査から可能となるよう、標準抽出方法を改正するといったようなことが触れられております。

現状でございますが、本年7月に標準抽出方法の改正を行ったということでございます。

そして、次でございますが、スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定でございます。予定では、令和3年度にスマート・オコメ・チェーンコンソーシアムを設置するという、そして令和5年産米からの実現を目指すといったようなことが記載をされてお

ます。

現状でございますが、本年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設置し、検討を進めているところでございます。

そして、次でございますが、農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止についてでございます。予定では、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続を進めるということになっております。

現状でございますが、本年7月に農産物検査法施行規則を改正し、措置をしたところでございます。

そして、次が銘柄の検査方法の見直しでございます。2行に分かれておりまして、上段の方でございますが、まず水稻うるち玄米の銘柄の検査につきまして、現在の目視鑑定を必須とする方法を改め、農業者などから提出される種子の購入記録などの書類により審査する方法に見直すということでございます。予定では、令和3年度中に農業者などから提出させる書類を具体的に明示をして、令和4年度であります。見直し後の方法による銘柄の検査は令和4年産米から実施をするということになっておりました。

現状でございます。今回の検討会におきまして農業者から提出を求める書類をお示しをいたした上で、農産物検査基本要領を改正してまいります。

下段でございます。農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄につきまして、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定するという項目でございます。予定では、改正は順次行うこととし、初回の改正は令和3年に行い、毎年見直すということとされております。農産物検査規格の改正に関する事項でございますので、本検討会で御審議を頂きます。

また、一番下でございます。荷造り・包装規格の見直しでございますけれども、こちらも令和3年中に農産物検査規格を改正するということになっております。こちらも同様に、農産物検査規格の改正に関する事項でございますので、本日の検討会で御審議を頂く予定でございます。

次に、7ページを御覧ください。

「機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定」についての動きでございます。

先ほど申し上げましたとおり、機械鑑定に係る技術検討チームを6月に設置をし、3回の検討を経て、技術的事項の検討・整理を行ってまいりました。左側に技術検討チームの委員の名簿を記載させていただいております。

そして、右側でございますけれども、機械鑑定に係る技術検討チームの検討経緯でございますが、6月、9月、11月と3回の御検討を頂き、結論に至ったということでございます。農産物検査規格の制定に関する事項でございますので、後ほど今回の検討会で御審議を頂くこととしております。

そして、8ページを御覧ください。

「機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定」に関することといたしまして、農産物検査証明方法の見直しについて行っておりますので、御紹介をさせていただきます。

7月に農産物検査法施行規則、省令でございますが、これを改正しております。

内容について2点ございます。

まず1番でございますけれども、包装された農産物における等級証印の押印などの方法の見直しということでございまして、見直しの内容を御覧いただきますと、①、②という記載事項を満たすことを条件に、あらかじめ登録検査機関が業務規程で定めるところにより、あらかじめ等級などを包装に記載をすることが可能になる。検査の前に包装に記載いただくことを可能としております。

また、2番目でございますが、検査証明の表示方法の見直しであります。デジタル技術が進歩する中で、右側の見直しの内容のように、等級などの検査情報をQRコードなどの照会コードにより表示を頂くことを可能にしております。

9ページを御覧いただきますと、イメージを図示しておりますけれども、左側がお米の袋の包装の場合でございます。右側が検査証明書であり、フレコンなどの場合の検査証明でございますけれども、このピンク色で色を塗っておりますところ、これについてQRコードなどを付けることによって省略することができるといったようなこととしております。

10ページを御覧ください。

サンプリング方法の見直しについてでございます。この米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえまして、試料が特に均一であると認められる検査荷口につきましては、登録検査機関が業務規程に定めた方法により行くと。簡素なサンプリングが行うことができるように、標準抽出方法を本年7月に改正をしております。

また、さらに二つ目の丸のところでございますが、登録検査機関が新方式のサンプリングを行う際の御参考となるように、有識者の御意見を伺いつつ、カントリーエレベーターとライスセンターに関するガイドラインにつきましては、既に令和3年9月に策定をしております。また、循環式乾燥機に関するガイドラインにつきましても、令和3年産米の乾燥を農業者が循環

式乾燥機を使ってされていらっしまったわけでございますので、そのお米のサンプルなんかを頂きながら、ロットの均一性に関するデータ検証を行ってきたところでございます。検証作業はほぼ終了しておりますので、間もなくガイドラインを策定する予定でございます。

11ページを御覧いただきますと、このカントリーエレベーター、ライスセンターにおけるガイドラインの内容を記載しております。

2番のところに、簡素化された抽出方法の一例ということで記載をしておりますけれども、ロットが均一と確認された施設にあつては、サイロを単位として検査試料を縮分して、ロットをサイロ単位で1回の検査を可能とするといったようなガイドラインを制定しているところがございます。

12ページを御覧ください。

スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定についてでございます。

米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえまして、令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立しております。現在、生産者、流通事業者、実需者、企業、消費者団体など、多くの方に御参加を頂いております、139の会員に参加を頂いております。コンソーシアムには、会員からの御提案により「標準化WG」「輸出WG」などを設置して具体的な検討を進めております。令和5年産米からの活用を目標として各種情報の標準化やJAS規格の検討を進めているということでございます。

12ページ下側には、そのスマート・オコメ・チェーンコンソーシアムの趣旨が記載をしております。生産から消費に至るまでの情報を連携して、生産の高度化や販売における付加価値の向上、流通最適化などによる農業者や米関連事業者の所得向上を可能とする基盤をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格の制定を進めるというものでございます。

活動内容は2点ございまして、一つ目がスマート・オコメ・チェーン自体の検討であり、二つ目がスマート・オコメ・チェーンを活用したJAS規格素案の策定を進めるというものでございます。

13ページに設立の経緯などを記載しておりますし、また体制についても名簿を記載させていただいております。

14ページには、オコメ・チェーンの会員の一覧、15ページには農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会でもお示しをさせていただきましたが、情報の連携と活用のイメージ、そして16ページ以降にも、ホームページ掲載の資料を御参考としてお付けをさせていただいておりますので、もし御質問などございましたら、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

20ページを御覧いただきたいと思います。

農産物検査証明における皆掛重量の廃止についてでございます。検討会の結論を踏まえまして、農産物検査施行規則を改正いたしまして、令和3年9月1日より皆掛重量の検査証明を廃止しております。下側に検査証明書を図示しておりますけれども、証明書内の左下でございますが、現行では、正味重量のほかに皆掛重量の証明欄があったということでございますけれども、右側でございます見直しの内容、赤字で示しておりますとおり、正味重量のみにいたしまして、皆掛重量の証明を廃止したということでございます。

施行後2年間につきましては、従来の検査証明欄に皆掛重量が印刷された包装も使用可能としておりますが、この場合、当事者の判断で記載された皆掛重量として取り扱うこととしております。

そして、21ページを御覧ください。

余マスの手引きの策定についてということでございます。余マスにつきましては、規制改革実施計画において、令和3年度に「余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通事業者等、関係者に広く周知する」ということとされたところでございます。

これを踏まえまして、余マスを設定する目的、設定根拠や量、負担の在り方などにつきまして取引当事者間で話し合いや見直しを行うための手引きを策定したということでございます。農林水産省のホームページにおいて、本年8月に公表をしているところでございます。

22ページを御覧ください。

量目に関する検討でございます。包装の量目につきましては、30kgに包装されたお米のばら積み・ばら下ろしは運送事業者から敬遠される傾向があることから、規制改革実施計画において、「物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる」とこととされました。令和3年度に検討・結論を得て、必要に応じて速やかに措置することとされたところでございます。

これを踏まえまして、集荷・卸売事業者や流通事業者、物流事業者を交えた「米の物流合理化に関する勉強会」を本年7月に開催をしたところでございます。

左側に米穀の商習慣に関するアンケートの調査結果より、この「30kg紙袋の取引で不都合なこと」「20kg紙袋の取引で不都合なこと」を記載しておりますし、また右側に、勉強会での主な御意見を記載させていただいております。

3番で、今後の対応の方向性を記載しておりますけれども、フレコン化・パレット化の推進、

20kg袋の利用に関する事例を御紹介するということとしております。

この事例についてでございますけれども、4番の関連する動きのところで記載しておりますが、20kg紙袋の導入事例を御紹介しております。農業生産法人の株式会社ヤマザキライス様では、令和3年9月の皆掛重量の廃止のタイミングに合わせまして、働き方改革などの観点から、自社で使用される紙袋について、30kgから20kgに切替えを実施されたということでございます。このような事例につきまして、スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムでも御講演いただくなど、御紹介をしているところでございます。

23ページを御覧ください。

「銘柄の検査方法の見直し」についてでございます。この検討会の結論を踏まえまして、水稻うるち玄米の銘柄検査につきまして、現在の目視鑑定を必須とする方法を改め、農業者から提出される書類により審査する方法とし、令和4年産米の検査から実施をすることとされております。

この下側の左側がその事項でございますけれども、これを実現させるためにガイドラインの改正を行っていくということを予定しております。矢印の下でございますけれども、3年度中にガイドラインを改正し、令和4年産米の検査から適用するというところでございます。

括弧内に記載をしておりますが、農業者から提出を求める資料の内容を記載させていただいております。

一つ目といたしまして、どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料、二つ目といたしまして全体の作付状況及び品種ごとの作付状況が分かる資料、そして③として、登録検査機関が必要と認める資料という内容でございます。

①、②の事項につきまして、これは消費者庁の食品表示基準の見直しが行われたということでございますが、その際に農産物検査を受けなくても、農業者などが保存をする書類として、Q&Aに示された内容と同様の内容としております。

そして、二つ目でございます。右側に赤枠で書かれている事項でございますけれども、農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄につきまして、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」、これに加えまして、品種名のみが記載される「品種銘柄」を設定するということとされております。本検討会で後ほど御審議を頂きますので、改めてその際に御説明をさせていただきます。

そして、右下でございます。米穀の取引に関する検討会の結論といたしまして、水稻うるち米の銘柄の検査を見直すことなどを踏まえまして、農産物の特性などを把握するための栽培試

験、これについて1年に短縮するなど、銘柄の設定手続の簡素化を行うということとされております。これにつきましては、左側に記載のガイドラインの改正を予定しておりますので、これと合わせて、1年に短縮するなどの簡素化を行ってまいります。

また、二つ目でございますけれども、登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は関係者の意見を聴いた上で問題なければ廃止をするということとされております。こちらに関しましては、本年9月にガイドラインを改正いたしまして、年間の検査実績が10トン未満の銘柄など、取引ニーズのない銘柄について、関係者の意見を聴いた上で、問題なければ廃止をするということも明記をしたところでございます。

24ページを御覧ください。

「銘柄の検査方法の見直し」につきまして、目視検査から書類審査にするという見直しを行うということでございますので、そのイメージを記載しております。

左側が現行でございますが、品種関連情報などを事前に登録検査機関が農業者などから収集をしているということでございますが、その後、目視で品種の鑑定を行って、銘柄判定を行うという流れでございます。

見直しの後でございますけれども、農業者などから資料を提出いただき、そして書類で審査を行うということでございます。

この書類審査の際に、検討会の取りまとめでも記載をされておりますとおり、登録検査機関の判断により、目視その他の方法を組み合わせることは可能だというふうにしております。こういった書類審査を経て銘柄判定を行うということとしております。

25ページを御覧いただきますと、「荷造り・包装規格の見直し」について検討会の取りまとめなどを記載しておりますが、後ほど改めて御審議を頂きますので、その際に御説明をさせていただきますと思います。

また、26ページ、27ページにつきましては、AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発についての御参考資料をお付けしております。

また、28ページには、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直し、もう本年7月から施行されておりますけれども、その概要をお付けしております。

また、29ページには、これも既に措置をしておりますが、農産物検査を要件とする補助金の見直しについての概要をお付けしております。

また、30ページには令和2年の規制改革実施計画、そして31ページには本年度の令和3年の規制改革実施計画をお付けしております。

また、32ページには穀粒判別器についての概要資料、33ページには農産物検査に関する概要資料をお付けしておりますので、もし御質問などあれば、後ほどお答えをさせていただきます。

農林水産省、事務局からの御説明は以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

農産物検査規格をめぐるこれまでの検討経緯ですとか実施内容、それから今回の審議事項につきまして、また今後の計画につきましても詳しい御説明を頂きました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして委員の皆様から御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでございますか。

萩島委員どうぞ。

○萩島委員 1点だけ確認させていただきたいんですけども、23ページの品種銘柄の導入と24ページの銘柄の鑑定方法の見直しなんですけれども、農産物検査では従来から産地主義ということで、生産者からの請求による検査は生産地を業務区域とする機関が行うし、消費地での検査になる売買取引業者等からの請求に基づく検査というのは銘柄鑑定ができないということになっているんですけれども、これは新たな品種銘柄の導入とか、あるいは銘柄の鑑定方法の見直しとかというのがあったとしても、この部分については変わらないということよろしいんですか、その考え方が。

○大坪座長 事務局、いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。そういう意味では、産地主義ということについては変わらないということでございますので、例えば卸の実需者の方から銘柄の検査を求められたときに実施をしていないということは、これは今後も変わらないということになると思っております。

○萩島委員 はい、ありがとうございます。

○大坪座長 よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。御質問よろしいでしょうか。

横田委員どうぞ。

○横田委員 では、せっかくですので。これは質問というか、お願いなんですけれども、先ほどから御説明があったように、米の流通とか消費とかの形が変わってきて、それに合わせた形でこの農産物検査規格もこれまでいろいろ検討されて改定をしてきて、私もそれに関わらせていただけてきましたけれども、一方で、周りの農業者の方とかは、これが余り知られていないところが非常に多くて、周知はこれからというところもあると思うんですけれども、是非そ



の辺りは特に力を入れて周知していただきたい。大きく変わっているところがありますので、これからというところもありますが、そこは是非かなり力を入れてやっていただけたらなというふうに思いました。私のところにもいろいろ聞かれたり、そういうことを分からずにいろいろ質問されたりするときに、私のできる範囲では答えるのですけれども、その改正についていろいろなところで発信をしていただいたり、若しくはウェブサイトのQ&Aとかを充実するかというのをやっていただけたらなと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。事務局いかがですか。

○上原米麦流通加工対策室長 そういう意味では、現場にしっかり周知を進めていくということは本当に大事なことだと思います。

この米穀の取引に関する検討会を昨年9月から8回、公開で開きましてやってきたというところでございますけれども、ようやく本年5月に結論を得たということでございまして、その後いろいろな説明会など、稲作経営者会議ですとか、いろいろな方々からお声掛けを頂いて御説明を進めるようにしているところでもございます。まだまだ不足をしていると思いますし、夏には農産物検査についても概要のパンフレットなどを作成いたしまして、ホームページに掲載したり、順次しているところでございますけれども、いよいよ、またこの農産物検査規格検討会の御審議を経て、いろいろな機械鑑定の規格を策定するとか、そういったことになっておりますし、また令和4年産米の検査から、そういう機械鑑定が実施をしていくということでもございますので、そういった今回の御審議を踏まえながら更に加速して、現場の方々によく御理解いただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○大坪座長 横田委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、検討会の審議事項でございます。資料3から資料5について、事務局より御説明を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料3から5までにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料3を御覧いただきたいと思っております。品種銘柄の設定についてでございます。

1ページをお開きいただきますと、農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の取りまと

めを記載させていただいております。その中の銘柄の検査方法の部分でございます。また、品種銘柄の設定についてのパーツを抜粋させていただいております。この右側の7番のところが具体的な品種銘柄の設定に関する事項を記載しておりますので、読み上げをさせていただきたいと思っております。

まず、7番の①のところでございますが、農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定するということ。

そして具体的には、産地品種銘柄に設定をされている品種のうち、原則として全国の検査数量が10トン以上の品種については、「品種銘柄」として指定するということ。ただし、その品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべきなどの特段の理由があるものについては、「品種銘柄」には設定しないということとされております。

一番下を御覧いただきますと、上記改正は順次行うこととし、初回の改正は令和3年中に行い、毎年見直すということとされているところでございます。

次に2ページを御覧ください。

現在の産地品種銘柄とはどのようなものなのかということに記載しておりますけれども、右側に産地品種銘柄の例を記載しております。県ごとに銘柄が示されているということでございまして、新潟県の例、そして石川県の例を記載しております。枠内で記載をしておりますが、例えば「にこまる」という品種を見ていただきますと、石川県の場合、「にこまる」が産地品種銘柄に指定をされております。石川県のほかにも23府県設定をされていらっしゃるということでございますけれども、新潟県の場合、この「にこまる」という品種が産地品種銘柄には指定をされていないというところがございます。

3ページを御覧ください。

このような場合、検査証明でどのように証明されるかといったようなことを図示しております。

現行のところを御覧いただきますと、石川県では農業者が「にこまる」の証明を受けたいと思われれば、産地品種銘柄になっておりますので、「石川県産にこまる」と証明されることとなります。一方、新潟県では、産地品種銘柄になっておりませんので、その他銘柄といたしまして、横バーが検査証明に付されることとなってまいります。

見直し後でございますけれども、右側を御覧いただきますと、品種銘柄を設定することによりまして、新潟県の農業者におかれましても「にこまる」の検査証明を受けることが可能とな

るといったようなことになるわけでございます。

4 ページを御覧ください。

品種銘柄の設定手順につきまして、米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえまして、本年9月にガイドラインを改正して、品種銘柄の設定手順を明記しております。

左枠のところではそのガイドラインに記載されている事項を書いておりますけれども、まず産地品種銘柄における育成者権の把握を行います。全国の検査数量が10トン以上の品種ということでございます。

次に、育成者権者、都道府県などへ種子の利用許諾の状況ですとか種子の配布状況、品種銘柄設定の意向の確認を行います。括弧内で記載をしておりますとおり、確認の際には、その品種の許諾が特定の都道府県に限定され、育成者権の保護に配慮すべきなどの特段の理由があるものについては品種銘柄に設定しないとしております。

このようなプロセスを経まして、赤枠でございますが、農産物検査法11条3項に基づく意見聴取会を開催するというところでございまして、本日の検討会もその意見聴取会に該当するものでございます。

その上で「品種銘柄」の設定・公表をしまいるということを定めております。

右側が今回の銘柄設定に関しまして事務局として行ってきたことを記載しております。

まず本年9月の段階で、水稻うるち玄米の産地品種銘柄のうち、全国の検査数量が10トン以上の銘柄に関する権利関係を、把握しております。

そして、②番でございますが、令和3年10月に育成者権の保有者、そして元育成者——これは種子の原種の管理者という意味合いでございますけれども——に対しまして、品種銘柄として設定することにつきまして、育成者権の保護に配慮すべきなどの特段の理由の有無を確認しております。

それを経まして③番であります、令和3年11月の段階で、この②番のプロセスによりまして了承が得られた品種について、念のために全都道府県に確認をしております。

このような確認を経て、問題ないとされたものにつきまして、本日の農産物検査規格検討会の御審議を経まして、品種銘柄に設定をしまいたいと考えております。

5 ページを御覧ください。

今回、品種銘柄に設定する銘柄の列記をしております。これは農産物検査規格の改正案ということになりますけれども、赤字で修正事項を記載しております。国内産農産物の玄米の銘柄といたしまして、現在は（ロ）というところに記載されております産地品種銘柄のみ設定をさ

れているわけでございますけれども、これに（イ）を追加いたしまして、品種銘柄を追加してまいりたいと考えております。赤字で記載された銘柄につきまして、先ほど御説明いたしましたプロセスを経たものでございます。

米印のところでは2点追記をしておりますが、今回は初回の改正でございますので、品種銘柄については毎年見直していくということ。そして、二つ目の米印でございますが、今回赤字で書かせていただいている銘柄、103銘柄でございます。全国の水稲作付面積の約7割を占めるといったようなことでございますけれども、この銘柄を設定してまいりたいということでございます。

以上が資料3についての御説明でございました。

続きまして、資料4について御説明を申し上げます。

新素材に対応した包装規格についてでございます。

1ページを御覧いただきますと、農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を記載しております。下側に結論そのものが記載しておりますので、そちらを、関係部分を読み上げさせていただきたいと思っております。

まず1番でございますけれども、現在農産物検査における玄米の荷造り・包装規格でございますが、フレキシブルコンテナを除きまして、麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋のみについて規定をされておきまして、これ以外の材質の包装容器は使用が認められていないということでございます。

2番のところでは記載しておりますが、このような四つの素材以外のものにつきましても、例えば石灰石などの無機物を主原料といたしましたリサイクル可能でCO<sub>2</sub>削減につながるような新素材開発が進んでおきまして、玄米の流通におきましても、このような素材の包装容器の開発と活用が進んでまいる可能性がございます。このため、現在の規格では認められていない素材も活用できるように、新素材を念頭に置いた規格を定めていくということにしております。

右側にその規格を定めるステップが書いてあるということでございますけれども、4番のところを御覧ください。新規格につきましては、原則として以下に掲げる項目について、現在最も流通量が多い第1種紙袋と同等水準になるように設定することを基本としております。その項目といたしますのが、①から⑤で示しておりますけれども、引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験といったような項目でございます。

そして、米印で記載しておりますが、新素材の性質によりまして①から⑤の項目全てを要求する必要がないことにも留意をするということでもあります。例えば、明らかに伸びる素材があ

ったときに伸びについての水準を省略するとか、そういう柔軟性を持たせるということでございます。

5番目に、その他留意事項を記載をされておりますけれども、2行目に、この規格といたしますのは必要最低限の事項を定めるということ、そして3行目の後半から、必要に応じて規格の見直しを柔軟に行っていくということが定められております。

2ページを御覧ください。

新素材の包装容器の例を記載しております。農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の第7回で御紹介を頂いたものでございますけれども、紙を代替するLIME Xシートといったようなものも開発が進んでいるようでございます。石灰石を主原料とされていらっしゃる、リサイクルが可能だというような新素材が開発され、メニュー表やいろいろな包装も含めて実用化されていると伺っております。

3ページを御覧ください。

検討会の結論を踏まえまして、第1種紙袋に関しまして、結論に記載されました5項目、引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験に関する強度・基準を検証してまいりました。

まず引裂強さ、引張強さ、伸びに関しましては、JIS P 3401でクラフト紙の1枚当たりの基準値が定められておりますが、第1種紙袋は御承知のとおり、このクラフト紙を3枚重ねて使用されておりますので、3枚重ねた条件の強度なども全農の営農・技術センターにおいて測定を頂いております。下側の上段の右側を御覧いただきますと、その測定、どういうふうに行ったのかということに記載しておりますけれども、第1種紙袋に使用されておりますクラフト紙には2タイプございます。普通紙というタイプと伸びるタイプ、伸張紙というタイプがあるんですけれども、それぞれ各10袋——メーカーや製造工場などが異なるように御留意を頂いております——について、3枚重ねの条件で強度を3回ずつ測定して頂いております。

そして、残りの落下試験、防滑性試験につきましては、業界においてJIS基準が定められ、これを満たしていることについての確認が行われております。このため、これを活用してはどうかと考えております。

4ページを御覧ください。

この測定した結果を表で整理をしております。上側の表がクラフト紙1種ということで、普通紙のクラフト紙であり、下側の表がクラフト紙5種ということで、伸張紙のクラフト紙でございます。それぞれ上段の一番左側に測定項目を記載しておりますが、引裂強さの縦向け、横向け、引張強さの縦向け、横向け、伸びの縦・横というふうに並んでおります。

その右隣が J I S の基準でございます。J I S P 3401 で 1 枚当たりの基準があるわけございまして、引裂強さの縦向けであれば、910mN といったような基準が定められております。

その隣から 10 個、サンプル 1 から 10 まで数字が並んでおりますけれども、これが実際に 3 枚重ねで測定をした結果でございます。例えばサンプル 1 でございまして、引裂強さの縦向けが 3,377mN といったような数字でございまして、順次右側にそれぞれのサンプルの結果が並んでいるわけでございますが、3 枚重ねでございますので、J I S の 1 枚の基準よりも 3 倍以上強度があるといったような内容になっております。

その平均値を求めますと、3,283mN といったようなことでございますし、標準偏差は 202.36。

95% の信頼区間の下限値を求めてまいりますと、2,878mN といったような数字でございます。

今回の規格につきまして、この第 1 種紙袋と申しますのは長年使用実績があるものでございまして、問題なく使われているものでございます。今回の規格を定める趣旨といたしまして、最低限の規格を定めるということでもございますので、この 95% 信頼区間の下限値を採用してはどうかと考えております。

同様に、引裂強さの横向けを見ましても、3,268 という数字がよろしいのではないかと考えております。

次に、引張強さの縦・横でございますけれども、これはクラフト紙 1 種で御覧いただきますと、95% 信頼区間の下限値が 14.0、7.9 といったような数字になってまいります。下側の表のクラフト紙 5 種、まあ、伸びるタイプの伸張紙の数字でございますと、12.5、7.8 という、少し上段の表よりも小さな数字になっております。最低限の規格とするという考え方からいたしましても、この 12.5、7.8 を採用してまいりたいと考えております。

次に、伸びの縦・横でございますけれども、上段の伸び縦を御覧いただきますと、J I S P 3401 が 2.3 という水準が定められております。右側に第 1 種紙袋の実測値が並んでおりますけれども、いずれもこの 2.3 よりも上回っているという結果でございました。しかしながら、一番右側に 95% の信頼区間の下限値を求めてまいりますと、2.1 という数字になってございまして、J I S の基準よりも下回るという、そういう計算結果になっております。これは J I S の基準を下回るということはいかかなものかと思っておりますので、J I S の基準である 2.3 を採用してはどうかと考えております。

伸びの横でございますが、J I S の規格が 4.7、実測値が 4.8 でございますので、この 4.8 を採用してはどうかと考えております。

以上が 3 項目についてでございます。

次に、5ページを御覧いただきますと、残りの防滑性試験と落下試験についてでございます。こちらは、業界の基準といたしまして、全農の方で管理要領が定められており、ここで基準が定められ、試験もされていらっしゃると思いますので、これを採用してはどうかと考えております。

赤色のところがその基準ということでございますけれども、防滑角度というものが定められておまして、お米の袋を2段重ねにお米が詰まった状態で積まれまして、それを傾斜板が傾けていかれるときに、30度以上になっても滑り落ちないといったようなことを確認されていらっしゃると思います。横向けの場合は26度という基準が定められております。

また、落下試験でございますけれども、高さ1.2メートルの高さから10回落として破袋がないということを確認されていらっしゃると思いますので、この基準を採用してはどうかと考えております。

6ページを御覧いただきますと、以上の御説明の内容を踏まえまして、農産物規格の改正案ということでございますけれども、赤色の部分を改正してまいりたいというふうに考えております。

まず、国内産農産物の玄米の荷造り・包装規格ということでございますけれども、(イ)から(ホ)は現行の規格でございます。これに加えまして、その他の規格、新素材が使えるように設けていくということでございまして、(イ)から(ホ)以外のものということで項目が並んでおります。先ほど御説明いたしました引裂強さ、引張強さ、伸び、落下強度、防滑角度でございますが、それぞれ規格水準といたしまして、先ほど御説明いたしましたような第1種紙袋の強度、あるいは業界の自主基準、これを採用して定めてまいりたいと考えております。

米印に「その他」という、今回制定いたします新素材の規格ということでございますが、新素材の性質により農産局長が示すガイドラインに基づき、上記項目の一部を省略することができるものとするという、米穀の取引に関する検討会の取りまとめも踏まえ、このような柔軟性を担保したいというふうに考えております。

次に、資料5を御覧ください。

機械鑑定を前提とした規格についての御説明でございます。

1ページを御覧いただければと思います。

まず穀粒判別器の開発について記載をしております。近年、着色粒などの被害粒の混入割合を測定することができる穀粒判別器の開発が進展をしております。これまで穀粒判別器に関しまして、メーカー間で測定結果のばらつきが大きかったというところもございましたけれども、最新技術が進歩いたしまして、測定精度が向上しております。下側に表を記載しており

ますけれども、旧型、新型を見比べていただきますと、従来であれば、胴割粒についてのみ測定結果のばらつきが小さかったということがあったんですが、新型になりますと、さらにほかの項目についてもばらつきが少なく計測ができるということになってまいりました。

また、価格につきましても、60万円から90万円ということで、かなりお求めやすい価格になってきたというところがございます。

2 ページを御覧ください。

こういった機械の技術の進歩ということも踏まえまして、左側でございますけれども、農産物規格・検査に関する懇談会で、中ほどにございますけれども、穀粒判別器の性能が向上したので活用すべきとの御意見がございました。これを踏まえまして、穀粒判別器に関する技術検討チーム、これを開催をいたしまして、令和元年の5月から8月でございましたけれども、技術的な検討実施を頂いた結果、穀粒判別器の活用が技術的に可能だと判断されたものでございます。

このときに、精度が検証されましたものについて、右側に記載しておりますけれども、死米、着色粒、胴割粒、砕粒、これについて精度が確認をされております。

3 ページを御覧いただきますと、令和元年の11月に告示改正を行っておりますけれども、一部項目について機械で鑑定を可能にしたということでございました。死米、着色、胴割、砕粒について可能にしたということでございまして、赤粋の項目について可能にしております。

また、4 ページを御覧ください。

その後、米穀の取引に関する検討会の取りまとめで、機械鑑定を前提とした農産物検査規格を策定していくということが定められております。こちらについては本日大きく関係する事項でございますので、要点を触れてまいりたいと思います。

2 番のところを御覧いただきますと、水稻うるち玄米の農産物検査規格について、現行の規格とは別に、機械測定を最大限活用する「機械鑑定を前提とした規格」を策定するということが示されております。

また、3 番のところを御覧いただきますと、3 行目からでありますけれども、品位についての検査の結果は、これまでのような等級区分で示すのではなく、規格項目の測定結果を数値で示すということ。そして、機械による測定が困難とされた項目については、一定水準以下であることを示すことを可能とするとされております。

また、5 番を御覧いただきますと、この「機械鑑定を前提とした規格」で設定する規格項目につきましては、①から⑨までの9項目とされております。これらの項目については、機械に



よる測定を基本とするということ。そして、機械による測定が困難であるとされた規格項目については、目視による鑑定【発言は「測定」】を行うこととされております。

右側、6番を御覧いただきますと、先ほどの9項目について、全ての規格項目について証明することを基本としておりますが、用途や品種の特性を踏まえ、特定の規格項目の証明を省略することができることとされております。

7番について、この規格項目について、「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置して、令和3年内に技術的事項の検討を進めるということ、そして規格の改正を行うことが定められております。

5ページを御覧ください。

この結論に基づきまして、「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置したということございまして、大坪座長を始め、機械鑑定に係る技術検討チーム、名簿の委員に御就任いただき、検討いただきました。

そして、6ページを御覧ください。

この技術検討チームでの検討でございますけれども、上下に現行の規格と機械鑑定を前提とした規格の表がございます。機械鑑定を前提とした規格の中で、容積重と白未熟粒につきましては機械の精度が検証できておりませんでした。水分は現在水分計で測っておりますし、死米、胴割、碎粒、着色粒につきましては、先ほど御説明をいたしました、令和元年の穀粒判別器の検討チームで検証を頂いたということでございます。

また、異種穀粒、異物につきましては、現在、機械測定が困難だと言われておりますので、この一番左の容積重、白未熟粒について整理を頂いたということでございます。整理を頂いたのが4項目ございまして、定義の明確化、測定機器の精度、標準計測方法、そして測定結果の表示方法の4点でございます。

7ページを御覧ください。

まず二つの項目の定義についてでございますが、白未熟粒であります。現在の規格項目では、乳白、心白、基部未熟、腹白未熟粒、背白粒といったようになっておりますけれども、この中で発生が多い乳白、心白について、白色不透明な部分の大きさが粒平面の2分の1以上とされておりますので、この水準を機械鑑定の規格の白未熟粒の定義とするということで結論を頂いております。

また、容積重につきましては、現在、国内産の麦・そばでブラウエル穀粒計、そして電気式穀粒計による測定が認められておりますので、このブラウエル穀粒計、電気式穀粒計の測定値

とすることが結論で得られております。

そして、それぞれについて検証方法を整理いただきましたので、これに基づき検証を進めてまいりました。

8ページ、9ページには、その測定精度の検証について、8ページには白未熟粒、9ページには容積重について記載をさせていただいております。

10ページを御覧いただきますと、このような内容について検討チームの委員に御確認を頂いたところ、赤字のところでございますが、全ての委員より「十分な測定精度が確保できている」という回答を頂いております。

11ページを御覧いただきますと、このように「機械測定の測定精度が十分に得られる」といったような結論でございましたので、二つ目の丸でありますけれども、測定方法につきまして、まず①番であります。穀粒判別器にあつては、令和元年に死米などで定められている標準計測方法がそのまま使えるということ、そして②番であります。容積重についてはブラウエル穀粒計及び電気式穀粒計について、現在、麦・そばで定められている標準計測方法を適用できるといったような結論を頂いております。

これに基づきまして、標準計測方法の変更点について赤字で記載をさせていただいているところがございますけれども、左側の5番であります。穀粒判別器で測定する項目といたしまして、現在の死米、着色粒に加え、白未熟粒、胴割粒、砕粒を追加しております。

また、混入割合の算定方法について、後ほど御説明いたしますが、測定結果の表示の単位に基づきまして、小数点の第2位を四捨五入するのか、第1位を四捨五入するのかといったようなことを定めてまいりたいと思っております。

また、右側は容積重でございます。(1)といたしまして、ブラウエル穀粒計による方法のところ、現在、麦・そばで定まっている適用品目について、国内産水稻うるち玄米を追加してまいりたいと思っております。

また、12ページを御覧いただきますと、電気式穀粒計による方法でございますが、こちらも適用品目に国内産水稻うるち玄米を追加してまいりたいと考えております。

13ページを御覧ください。

試料の作製方法について記載をしております。現在の機械を活用した測定方法を上段に、そして機械鑑定を前提とした規格での試料の作製方法を下段に記載をしております。御覧いただきますと、違いが、上段の一番右側を御覧いただければと思いますが、現在、穀粒判別器の場合は、ロットの試料を合成縮分するということを認めていないということでございます。

例えば100袋の試料から18袋サンプルを取った場合には、18回穀粒判別器に通さなければいけないというようなことになっております。

これを下段のように、穀粒判別器につきましても合成縮分を認め、1回の試料で測定できるようにするといったようなことを結論として頂いております。

14ページを御覧ください。

測定結果の表示方法でございます。9項目、機械鑑定を前提とした規格、定めていくということでございますけれども、この中の容積重、それから白未熟粒、死米、胴割粒、碎粒につきましては整数値で表示をする。そして、水分及び着色粒については小数点第1位で表示をするということにしたいと考えております。

また、目視で判定をいたします異種穀粒、異物につきましては、基準値以下、又は基準値超と表示をするということでございますけれども、下側に米印で記載されておりますとおり、異種穀粒は0.4%、異物0.2%を基準値としてまいりたいと考えております。

15ページを御覧ください。

以上の結果、申し上げたような事項につきまして、農産物検査規格の改正内容としてまとめたものが15ページでございます。赤字の部分が改正点でございますけれども、現在、玄米の品位の規格、水稻うるち玄米といたしまして、現行規格、(1)で書いておりますけれども、これに加えまして、水稻うるち玄米(2)といたしまして、機械鑑定を前提とした農産物検査規格を定めてまいりたいと思っております。現行規格と同列に位置付けるということでございますので、(1)、(2)という整理をしたいと思っております。

規格項目につきまして、aからiまでの9項目並んでいるということでございますし、aからgまで規格項目の表示方法で記載しておりますが、aからgまでは測定値とするということ、hは異種穀粒でございますが、0.4%以下の場合は「基準値以下」、0.4%を超える場合は「基準値超」とする、iは異物でございますが、0.2%を基準値として、同様の記載をしております。

また、附則の7番でありますけれども、水稻うるち玄米(2)の、この機械鑑定を前提とした規格項目でございますけれども、用途や品種の特性を踏まえ、農産局長が示すガイドラインに基づき、その証明の一部を省略することができるものとするということで、米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえて、一部項目の証明を省略できるようにしたいと思っております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

一つが品種銘柄の設定につきまして、二つ目が包装規格につきまして、新素材の数値も含めて御説明がありました。3番目に機械鑑定を前提とした規格について、技術内容、それから提案の内容、そして検証の結果、それから標準計測方法の修正案、最後に15ページに記載されております今回の規格の修正案、こういう御説明を頂きました。ありがとうございました。

それでは、各委員全員から御意見を賜りたいと思います。

では、お配りいただいている委員名簿の順番にお願いいたしたいと思います。

梅本委員、お願いいたします。

○梅本委員 まず最初の品種銘柄の設定でございます。これだけたくさんのもが同一の名称で全国に散らばっているということで、当然こういう整理をしていくことに全く異論はございません。

次に、新素材に関わる包装規格でございますが、現状使われているもの、使われてきたもの、新たにフレキシブルコンテナバックがかなり増えてきています。事前のレクチャーで御説明いただいた新しい素材の包装容器というのが、いつ、どういう形で実用化されてくるのか、それがどのぐらいの普及をするのか、今のところ全く未知数だと思います。ただ、やはり時代の変化の中で、こういったものの需要の可能性があるとするれば、現在、この段階でその件についても触れておかれるというのは賢明だろうと判断しております。

3点目の機械鑑定に係る技術検討チーム、私も最初から関わらせていただいて様々勉強させていただいております。基本的に私ども全集連の傘下の業者というのは産地の生産者に一番近いところで技術指導も兼ねた集荷業務を行っております、そこからいくと、機械鑑定に当然付するような施設規模の大きさというものには我々の段階ではなかなか距離があるんですけども、例えば検査場所を緩和していただくとか、それから表示、皆掛重量等についても、いずれやはり世代が変わって規模が大型化していく中で、当然機械鑑定に依存するものの、併せてこれから目視を中心とした長年のノウハウを基にした農産物検査というのが、科学的な根拠のある検査の方式と比較すると、どうしてもばらつきが出てくるということも考えますと、当然こういった位置付けをきちんと定めておくことが必要だと思います。

何よりも、農産物検査の廃止という話も一時あった中で、こういうふうな農産物検査がちゃんと信頼されて残っていくことになったということに、大変今までの御苦勞に感謝をしたいと思っております。

私からは以上です。

○大坪座長 ありがとうございました。

1については御異論がないということ、2番につきましても賢明なことであるという御賛同を頂きまして、3番につきましてもこれからの時代の流れに沿ってこうしたことは必要であろうという御賛同の御意見を頂きまして、検査が信頼された形で残っていくということは非常にいいことではないかという御意見を頂きました。ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○上原米麦流通加工対策室長　そういう意味では、包装規格につきましても、現在すぐに玄米の包装規格で新素材ができるかどうかというところは、まだすぐにあるというふうには聞こえてこないところもございますけれども、技術は日進月歩でございますので、やはり新しい素材がしっかり使えるようにしてまいりたいというふうに思いますし、また3番の機械鑑定につきましても、農産物検査、やはり検査員によるばらつきなども指摘されている中で、このような技術の進歩によりまして機械鑑定が可能になるように措置をして、より合理化、簡素化をしながら、時代に合った検査を進めていけるようにしてまいりたいと思います。

○大坪座長　ありがとうございました。

それでは、続きまして江渡委員お願いいたします。

○江渡委員　私の方からは、1点目の品種銘柄の設定及び2点目の新素材に対応した包装規格に関しましては、事務局案について異論はございません。

それから、3点目の機械鑑定を前提とした規格につきましても、これについては私も技術検討チームの一員として関わった規格案でございますけれども、農産物検査の最大の目的であります品位等検査を行いまして等級格付をするということについては、現物を見なくても取引を可能にするという、いわゆる規格取引に加えまして、今回新たに機械鑑定による検査を導入することに関しては具体的な検査結果を数値で示すということになるわけでありまして、言わば数値取引とでも言える新たな手法が加わるということではないかなと考えております。

今後は、従来の目視検査と機械鑑定によります検査が当分並行して行われるということになるわけでありまして、何よりも取引関係者が用途やニーズに応じまして利用される規格になるように、両者の関係について、今後レベル感を示すガイドラインを出されると聞いておりますけれども、先ほど事務局より、これら一連の改正の中身について周知をお願いしたいというような御意見もございましたけれども、この機械鑑定につきましても関係者の理解を一層深めるということが重要じゃないかなと考えているところであります。

私からは以上です。

○大坪座長　ありがとうございました。

事務局、何かございますか。よろしいですか。

1番、2番については御異論がないということ、3番目につきましても基本的に二つ並行して進むことになるであろうということで、今までの検査に加えて、新たに数値検査取引に使われるということですので、意味があるという御意見でございます。これからまたニーズに応じて検査が二つ進むわけですけれども、ガイドラインの設定など、それから関係者の御理解を深めながら進めてほしい、周知徹底してほしいと、こういうコメント、御意見でございますね。ありがとうございました。

それでは、荻島委員よろしくお願ひいたします。

○荻島委員 私もこの3点につきまして、御提案された内容に、特に異論はないのですけれども、せっかくの機会ですので、それぞれに対して若干の御提案というか、お願ひをさせていただきたいと思ひます。

まず1点目の品種銘柄の設定でございますけれども、これ全国の検査数量が条件になっているということもあって、各地域に行けば、検査員の皆さん、全く見たこともないようなレアな品種が出てくることも考えられますので、そういった銘柄については書類審査のみが頼りになる状況になるわけですけれども、ただ、もちろん銘柄鑑定は書類でやるということになったわけですから特段問題はないんですけれども、検査員は書類審査というものに、よりの確なものが求められるようになると思ひます。

そういった意味で、先ほど資料の御説明の中で、ガイドラインに農業者から提出を求める資料を記載するということはお伺ひしたんですけれども、こういった農業者から出される資料、それを審査する方法等につきましても、検査員に向けてのマニュアルとか研修というような形でお示しいただければ、検査員さんは安心して現場での作業ができるんではと思ひます。

国には表示監視のノウハウ等あると思ひますので、そういったものを踏まえてそういう、こんなところを見たらいいんだよみたいなサジェスションができるんではと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

それから、二つ目の新素材なんですけれども、これについては現在の包装でも、確かにこういった物性的なものというのは見て分かるものではないので、包装の事前確認においては検査員は製袋業者からの仕様書とか証明書などを見て決定されることになっているわけですけれども、この新素材についての規格につきましては、正に見えない物理的特性のみを付された規格ですので、そういった意味でこれがいざ出回るとなったときに、新しい素材の袋が出回るときには新しいサプライヤーというのも出てくると思ひますので、関係者の方々に「こういう証拠

書類などもちゃんと出していただかなきゃいけませんよ。」のような話をきちんと周知していただくような形で、現場で混乱がないようにしていただければと思います。

それから、機械鑑定を前提とした規格でございますけれども、今既に4項目、ある意味機械鑑定に使われているわけでございますけれども、この現行の機械の仕様確認のルールでは、先ほどの精度の検証の話にもあったような、1,000粒に対して1粒、5粒、10粒というような被害粒を混入して、その測定結果の合成された標準偏差が一定の幅に収まればオーケーというようなことになっているわけで、そういった意味では、一定の幅にという、それが正にアローアンスになっているんだろうと思いますし、また項目によっては告示とか通知でもって測定可能な上限値ですとか、あるいは留意すべき誤差というものについて具体的な数値が示されているところです。

測定器でございますので、測定値に一定の幅があるというのは当然のことだと思いますし、穀粒判別器についてもこうやって様々なアローアンスは認められているんですけれども、ただ、今後の新たな規格において、デジタルでカタカタと出てきた数字がそのまま検査証明書となって出回るようになってくると、このアローアンスがあるんだよというようなイメージというか、認識を関係者が一致していないと非常に難しいのかなと。これは重要な話になるんじゃないかと思います。

平たく言えば、どの程度の誤差であれば適切な検査結果なのかと。もっと言い換えれば、どこまでならクレーム対象になるのか、ならないのかみたいな、そういった話というのが認識が一致していないと現場が混乱するんじゃないかと思われまます。

そういった意味で、今後策定されるガイドラインなどにおきまして、測定値のアローアンスの考え方についても分かりやすくお示しいただければなと思うところです。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

基本的に御異論はないということで、品種についてはレア品種もあることですので、出される資料の審査方法を検査員に示していただきたいという御要望でございますね。

新素材につきましても、新しい業者が入ってくる場合もあるので、そういった場合、混乱が起こらないように、必要な書類を関係者にきちんと出していただくといった形で現場に混乱が起こらないようにという御要望でございます。

3番目につきまして、数値が測定器ですので一定の幅があるということに関係者に周知していただく。ガイドラインについても、またそういったところを示していただいて、それによ

て数値が独り歩きすることがないように、混乱しないように導いていただきたいという御要望と承りました。

事務局から何かございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 品種の目視から書類に変更していくという流れになっていくわけでございますし、実際検査の現場で今までは目視の鑑定であったものを書類で審査をしていくとか、やはり変更点がたくさん出てまいります。それは品種の鑑定だけではなく、機械鑑定についてでもそうだと思いますので、国が行います研修とか、あるいはガイドラインの策定などにおきまして、これは丁寧に研修なども実施をしてみたいというふうに考えております。

それから、あと包装規格の見直しについても、例えば推奨フレコンの規格を制定したわけでございますけれども、その際にも事業者、製造事業者の方から推奨規格の定めている規格に適合するかどうかといったような仕様書ですとか証明書、これを登録検査機関に出していただくといったようなことを求めているということがございます。新素材の包装規格についても、検査を頂くときに、そのような証明書類を出していただくとか、こういった方法によるのだろうかというふうに思っておりますが、この辺りも具体的にガイドラインなどでお示しをしていくということだろうと思っております。

また、機械鑑定の導入ということに関しまして、測定数値が1粒単位で正確かどうかというところについて、やはりこれは幾ら機械といっても誤差は当然生じるといったようなことだろうと思っております。今回精度検証を行いました白未熟粒につきましても、1,000粒に1粒、5粒、10粒、60粒といったような試料、白未熟が交ざった試料を測定していった結果、やはり誤差は出てくるといったようなことでございます。1,000粒の中で、合成された標準偏差の2倍が5ということであれば、プラスマイナス5粒の範囲で誤差が生まれてくるといったようなことでございますので、そういった内容をしっかり整理をしてお示しをしていくということが大事なのだろうかというふうに思いますし、また現在も行っておりますけれども、型式検査のような、しっかり検査を行っていくということだと思っておりますので、農産物検査で使う穀粒判別器の性能について確認をするということを進めてまいりたいなというふうに思っております。

○大坪座長 荻島委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして金森委員、よろしく願いいたします。

○金森委員 今回御提案のありました3点につきましては、異存ございません。この内容で取り進めていただければというふうに考えております。

せっかくの機会ですので、少し発言させていただきたいと思っております。



私ども J A 全農も農産物検査制度の信頼性が高く、定着していることをベースに事業を取り進めさせていただいております。今回特に 1 番目と 3 番目のところは 4 年産米からなるうかと思いましたが、制度の変わり目になりますので、ここは関係者一丸となってしっかりと取り組んで、制度の信頼性が低下することのないように取り進めていきたいと思ひますし、そのために、やはり国の役割が非常に重要と考えておりますので、現場の初年度の混乱がないように、いろいろな取組をお願いしたいと思ひておりますし、また運用に当たっては現場の意見をしっかりと聞きながら取り進めていただきたいと思ひます。

1 点目の品種銘柄の設定でございますけれども、103 ということで、恥ずかしながらなかなか普段目にしない品種もたくさんございますし、奨励品種になっていない品種なども県によって多数含まれると思ひますので、各県や地域での作付の状況や種子の配布状況などの周辺情報があるかないでは大分違ってくると思ひますので、そういったところの情報提供の検討を是非お願いしたいと思ひますし、関係者、農業者の方にも関係してくるので、先ほど来意見があったように、農業者への情報提供も是非お願いしたいと思ひます。

また、前段の情勢の資料でもございましたが、品種関連情報をしっかりと事前に収集して、目視でなくても銘柄証明していくという部分でございますが、品位、鑑定試料の均一性を目視確認していく過程の中で、これは明らかに異品種が混入しているんじゃないかということが現場の実務の中では恐らく出てくる場面があると思ひます。そうした場合は、拙速に銘柄証明を行うということではなくて、何か少し引かかるようなところがあれば、証明をしないでしっかりと確認するといった運用は、制度の信頼性を確保していくということでは大事なことだと思ひますので、そういった運用も是非お願いしたいと思ひます。

また、国の取りまとめにも、登録検査機関からの照会にしっかりと対応していくということが書かれていますので、そこは是非お願いしたいと思ひます。

また、包装規格の関係でございますけれども、強度が第 1 種紙袋と同等以上ということで、問題ないと思ひますし、今後環境負荷軽減につながるような素材なども恐らく出てくると思ひますので、国からの情報提供をお願いしたいと思ひます。

それから、機械鑑定についてですが、やはりここは機械の計測する項目の数値の信頼性が非常に重要になってまいりますので、国の方でも引き続き機器の能力の向上や、測定精度の向上についての御支援を是非お願いしたいと思ひます。

繰り返しになりますが、新しい規格が導入される、初年度は、特に生産や流通に大きな影響を及ぼすと思ひますので、現場や関係者の意見も聞いた上で制度の変更の周知を是非行ってい

ただきたいと思います。

それから、取りまとめの中で機械測定の数値と品質との関係の目安などをガイドラインで示していただくということが書かれております。ここは当分、目視鑑定と機械鑑定が併存する状況が続く中では非常に重要な、必要な対応だと思っておりますので、こちらについても現場の意見を聞きながらガイドラインの策定をお願いしたいと思っております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に御異存はないということで承りました。

1番の品種銘柄につきまして、レアな品種もあるということで、周辺情報の提供を頂きたい。農業者、あるいは検査員に対して周辺情報を提供いただきたいということと、目視で問題があった場合には、しっかり確認をしていただきたいと。運用、それから検査の方からの照会、国に対する照会についても対応していただきたいという御要望でございます。

2番目、包装問題についても御異存ないということでありましたが、環境負荷軽減の新素材など、新しい情報を国の方から是非提供していただきたいということですね。御要望でございます。

3番目の機械鑑定を前提とする規格につきまして、今後も機器の向上、能力の向上、精度の向上に努力していただきたいということ、初年度に混乱が起きないようにということでございますね。現場の意見をよく聞いて、それから数値と等級との関係についてもガイドラインで示していただきたいと、こういった御要望を承りました。

事務局としてはいかがでございますか。

○上原米麦流通加工対策室長

まず品種銘柄に関して、これは米穀の取引に関する検討会でも御指摘いただきましたとおり、やはり国として品種の特徴ですとか、その他の情報を、ホームページを通じまして登録検査機関に御提供するとか、あるいは問合せがあったときに対応することをお示ししております。いよいよ、そういう検査が令和4年から始まっていくということですので、私どももしっかり取り組んでいきたいと考えております。

また、環境低減につながる包装資材など、いろいろな新素材の動きがあると思っておりますので、私どもも情報収集提供もさせていただきたいというふうに考えております。

また、穀粒判別器など測定機器の性能向上というところ、御要望を頂きました。現在、次世代穀粒判別器の開発などを進めているところもございますけれども、こういった機械の精度向上というのは常に前進させていくべきものだろうというふうに思いますので、引き続き努力し

てまいりたいと思います。また機械鑑定の検査が令和4年から実施される中で、検査現場で悩まれるところがあると思いますので、制度方法の周知を進めてまいりたいと思いますし、ガイドラインについても現在の等級と機械測定の結果との目安となるガイドラインを策定するため、現在、登録検査機関などから令和3年産米の検査に使われたお米をたくさん提供頂いております。そういったお米を今回機械鑑定の規格ができましたらば、型式検査などを行った穀粒判別器などを使って実際に計測をしながらガイドラインの策定を進めていきたいと思っておりますし、そのときにはよく関係者から御意見を伺いながら進めさせていただきたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。金森委員、よろしいでしょうか。

○金森委員 はい。

○大坪座長 ありがとうございます。

では、続きまして金子委員よろしく願いいたします。

○金子委員 よろしく願いいたします。

私も品種銘柄の設定、包装規格、機械鑑定、この三つに関して異論はございません。賛成でございます。

せっかくの機会なので、私は使い手、あとは消費者側の立場から、意見を申し上げますと、品種銘柄については、今までは産地品種銘柄に指定されていない品種は、「その他」品種で表示となっていました。消費者にわかりやすく、どのような方法で販売するか苦勞していました。今は新品種が多く誕生して、「新しい品種を使いたい」、「テストケースでやってみよう」という生産者や地域もございます。「その他」品種と表示して、産地品種銘柄登録されるのを1年、2年待っていましたがここで改正されるということは、生産者や地域の新たな取り組み、希望にも繋がり、さらに消費者にとっても分かりやすいことになるのかなと思います。

包装規格は、第1種紙袋が使い勝手としては非常によくできたもので、その強度規格を踏襲するこの案に賛成でございます。

日本だと地震が多い国なので、積んだお米が倒れたり、物流の複数回の荷下ろしなど、丈夫で少々のことでは破袋することがない紙袋なので、この規格を踏襲していただければと思います。

新素材について、ご説明には「耐水性」と書いてありましたが、耐水性はもちろん重要なのですが、お米は水分も含まれているので、蒸れやカビの防止対策をガイドラインに盛り込むなど、そういう部分も一つの検討事項として入れていただければありがたいです。

機械鑑定の部分に関しましては、この内容で全く異論はないです。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。金子委員からは消費者としてのお立場、お使いになるお立場から御異論がないということでございます。

品種につきましては、これまでその他品種だったものが分かりやすくなるということで歓迎の御意向でございます。

また、新素材につきましても、第1種紙袋が非常によくできている。その規格を踏襲することで大変良いことだということで御賛同を頂いております。

あとお願い、御提案としては、今後蒸れとかカビとかについても御配慮を頂ければということで、新しいお願いでございます。

3番目が全く問題ないということで御賛同いただきました。

事務局、何かございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 第1種紙袋については、今後もお使いいただけるということでございますが、今回、新素材を念頭に置いた規格を定めていくということでございますので、第1種紙袋も使っていただけるんですけども、更にいい素材ができてくれば、そういったものもしっかり使っていただけるようにしてまいりたいと考えております。

また、透水性などについてのところでございますけれども、今回、米穀の取引に関する検討会でも、必要最低限の規格にするということを定めております。新素材というと、タイプが様々想定されるわけでございますけれども、国が定める必要最低限のものとしたしまして、今回の5項目の強度ということに着目いたしまして定めてまいるということでございます。他の分野におきましても、業界の自主基準が更に定まっておりましたり、いろいろな国の規格と業界の更なる項目、いろいろなものが合わさって柔軟性を担保されているというところもあると思いますので、また今後出てくる新素材の状況も踏まえまして、もし必要な事項が生じましたらば、また追加するということもあると思いますが、関係者の、米業界の方々と意見交換しながら、必要な事項を検討してまいりたいというふうに思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。金子委員、よろしいでしょうか。

○金子委員 ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして郡司委員、よろしくお願いたします。

○郡司委員 私の方も審議内容の1から3に関しましては、異論はございません。

3番目の機械鑑定の規格の制定について二つ御意見をさせていただきます。

一つが、現状3社のメーカーの測定精度が担保されているということなんですけれども、そのデータ自体の信頼性というのはこれから非常に重要になってくると思いますので、時間がたつとともに、そのデータがちゃんとした裏付けがあるデータで信憑性が担保できているというふうになるように定期的な精度の検証、この仕組みのガイドラインを示していただければなどというお願いが一つでございます。

それから機械鑑定、これから目視と併用していきますけれども、普及させていくに当たって、当然各生産者段階から流通、我々の実需の段階の受入れのところ、そういうところで導入が予想されるんですけれども、現在、次世代のまた更に穀粒判別器に関しましては予算の確保がされているということなんですけれども、今後につきましては、この穀粒判別器の導入に当たってこの制度を普及させるためにも、是非そちらの予算の御検討の方もお願いできればなと思っております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。1、2、3とも御異論はないということでございます。ありがとうございます。

それで、3番につきまして機械鑑定を前提とするこの規格につきまして、一つは3社メーカーの測定精度が担保されているわけなんですけれども、実際にこれから動き出すわけですので、それによってどの程度の信頼性が確保されているのかということ、まあ、現場の動きを見ながらということですか、定期的な精度の検証をお願いしたいという御要望でございます。

2番目として、次世代型の穀粒判別器の予算は確保されているんですが、現行の、今回導入されるようになった新型の検証とか、そういうことですよ、についても予算とか、あるいは作業をしていただければという御要望と承りました。

○郡司委員 検証というか、導入したり購入をいろいろな関係の方がするとき、予算の確保が今後あると普及が進みやすいかなと思っております。

○大坪座長 次世代型だけではなくて、今回の新しいタイプについても普及するに当たっての御要望でございます。

○上原米麦流通加工対策室長 穀粒判別器の、そういう意味では信頼性の確保というのは大変重要なことでございますし、また先ほども御意見がございましたとおり、やはり一定の誤差はあるということでございますので、現在目視検査をやっているときに検査員によりばらつきがあったり、あるいは同じものを見ても地域によって差があるとか、そういったものと比べまして、機械の方がばらつきが少ないというメリットはあると思っておりますので、そういった1

粒たりとも間違えないというものではないということは国としてもしっかり周知をしていかないといけないなと思っております。

その上で検討会の取りまとめにおきましても、国が性能確認を行っていくということが明記をされております。このため、今後機械鑑定に使う穀粒判別器についても性能確認を行っていくということになりますので、そういった意味では国といたしまして、性能確認したものをホームページに掲載させていただくということもはっきり進めてまいりたいと思っております。

2点目の現行の穀粒判別器への購入の支援ということでございますけれども、これはほかの、例えば検査で使っている機械についても、これは登録検査機関が購入を頂いているということでもございますので、支援を直接的に行うというのはなかなか難しいように思いますけれども、先ほど御意見にございましたような、測定方法をしっかり周知をさせていただくとか、そういったことを含めて機械鑑定がしっかり進むような環境は、機械の購入費という直接的なところは難しいと思っておりますけれども、環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○大坪座長 郡司委員、よろしいでしょうか。

○郡司委員 はい。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員よろしくお願いたします。

○齋藤委員 私の方も、この三つの議案については全く異論ございません。

私の方は生産者であり、そして登録検査機関の検査員でありますので、その点でちょっと発言させていただきたいと思っております。

まず品種銘柄ですけれども、全国銘柄ができるということは大変有り難いです。先日山形でも県の銘柄登録の会議がございまして、正にここに書いてあるものが承認されたようで、そのときはもう開発者から栽培する農家まで皆さん出向いて議論をして、ようやく銘柄に設定になるというのが現実でございます。これが国の方で全国銘柄に入れることによって、例えば県境を越したグループによる栽培も一括して品種銘柄を名のることができますので、非常に販売しやすく、そして契約しやすくなるということで歓迎いたします。

それから、新素材の方の包装容器でございますが、現場の高齢化、それから特に物流のものすごい人手不足の中で今急速にフレコン化が進んでおります。うちの会社は、実はフレコンの当初オーダーよりももうはるかに多くて、追加でオーダーしたのが令和3年産の秋の出来事でした。今現場の方の高齢化は本当にすごい勢いで進んでいますので、去年まで紙袋で出していた人がもう無理というときに、そのフレコン出荷で継続するとか、それから手伝いに来てくれ

る人の高齢化、運送業者の方の人手不足、荷下ろしの時間の問題があります。それで、フレコンであればという話と、紙袋を逆に断られたこともございますので、その辺、素材とは違いますけれども、フレコン化がどんどん進んでいくんだらうという、これが現実でございます。

それから機械鑑定ですけれども、これも私も第1世代の穀粒判別機も持っております。食味計は今2代目に入っておりますし、やっぱり検査、みんな同じ検査機器で、売る方、買う方が確認し合いながらやるような取引も今後できてくれるのではないかという期待を持ちました。大変有り難いことだと思いますし、これが業界の中でこの1等はおかしくないかとかという疑心暗鬼にならずに検査機器の数値で、その数値をもってお互いやり取りできるということになれば、検査の方、それから生産者側として販売の単価を決めるときも大変有意義なことになると思いますので、大変賛成しております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。齋藤委員からは、3点とも御異論がないということ。また、品種銘柄に関しましては大変有り難い、広域連携にもつながるといってお言葉がございました。新素材につきましてもフレコン化が今非常に進んでいるという現状の御紹介が頂きました。機械判定につきましても、鑑定につきましても実際にもう検査機器などを使っていらっしゃるしまして、これからはこういった制度の改定によりまして、売る側と買う側が同じ機械を使って話ができる、取引ができる。

3点とも非常に結構なお話ではないかという御意見、コメントを頂きました。

事務局から何かございますか。

○上原米麦流通加工対策室長

品種銘柄の設定によりまして新しい品種がどんどん普及していけるようなことにつながっていくことを期待しておりますし、そういうこと、効果があるというふうに思っております。

また、フレコンについても、これは令和元年にお決めに頂いた推奨フレコンの規格設定というところもございました。このようなことも普及が進む一つの、また要因にもなっているのかなというふうにも思いますし、流通合理化にフレコン化は非常に有効だという御意見、そのとおりだと思いますので、更なる推進に向けて努力してまいりたいと思います。

また、機械鑑定を前提とした規格の導入によりまして、検査の信頼性が担保できるとともに、多様な取引につながっていくというふうにも思いますので、そのような御意見を頂戴して大変心強い限りでありますし、私どももこの検査がしっかり普及するように努力してまいりたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ御参加の坪谷委員、御意見よろしく願いいたします。

○坪谷委員 今まで皆さんがいろいろよく言ってくれたことに尽きます。一つ整理しておきたいことが、戦後の米、足りなかった時代に始まった、いわゆる食管法ですよね。その頃の平均1ヘクタールから2ヘクタールぐらいの農家で作った米は全量、国の統制の下、JAなり集荷業者に出荷して終わっていた時代から、今日参加の横田さんのように100ヘクタールを超える大規模農家、法人ができてきて、米の流通も系統に頼らず自分で販売していくような生産者ができてきて、一方、流通も系統から仕入れるだけでなく、農家から直接買う人も出てきたという中で、もう食管制度が終わって四半世紀たつのですが、農産物の検査がここまで目視頼りだったというのがもうかなり時代遅れだったとずっと思っていました。

例えば、うちの農協でも過去に、1等として出荷したフレコンにクレームがついて戻ってきたと。これは目視ですから、どうにもしようがないですよね。これを農産物の穀粒判別器でデータをやり取りすれば、こっちのデータと向こうの受けたデータを照らし合わせてどうだったのかというものの比較になります。ということで、我々としては非常に有り難い一言に尽きます。

穀粒判別器の精度の更なる充実とか、あとは規格の統一というか、穀粒判別器ごとに数値がばらばらではしようがないので、規格をなるべく統一して行ってほしいと思います。また、包装資材もいろいろな新しい素材が開発されていくでしょうから、そのときそのときに応じた柔軟な対応をして行って、それが経営の効率化とか、生産者と消費者がよりつながっていくような形になって行ってほしいと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。3点とも御異議ございません、賛成という御意見を賜りました。特に機械鑑定につきまして、大規模経営とか時代のニーズに沿った制度改革であるというような御意見、賛成の御意見でございました。そして、今後規格の統一とか新素材などにつきまして柔軟な対応ということ、それから生産者と消費者と、いろいろなところで交流、あるいは取引、こういった新しい制度改革が役に立つのではないかというコメントを頂きました。

事務局、いかがでございますか。

○上原米麦流通加工対策室長

やはり時代に応じてこの農産物検査も効率化、合理化を図っていくということだと思います



し、そのような観点でいろいろな委員の方々、御助言を頂き、機械鑑定を前提とした規格などを導入していくということにしております。本当に時代の流れに応じた、制度を変えていくということ、大事だと思いますので、今後ともそのようなことを念頭にしっかり進めてまいりたいと思っております。

また、経営の効率化とか、柔軟性を持った対応とか、そういうことにつながるような見直しを行っているつもりでございますので、そういった視点をこれからも大事にしていきたいというふうに思っております。

○大坪座長 坪谷委員、よろしいでしょうか。

○坪谷委員 はい、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、夏目委員よろしくお願ひいたします。

○夏目委員 それでは、発言させていただきます。

私も今日議題になりました品種銘柄、新素材の包装規格、それから機械鑑定の規格につきまして異論ございません。是非進めていただきたいと思っております。

その上で、私は消費者としてここに関わらせていただいておりますので、コメントさせていただきたいというふうに思います。

今、坪谷さんがおっしゃいましたように、この規格の見直しが長いことなされていなかったということで、様々な場面から規格の見直しをという強い御意見が出されてきて、国の方が平成28年から動き始め、実際にはこの懇談会が平成30年度からでございましたので、そこから関わらせていただいて、この3年と少しの間に大きく変化して前に進んだというのが感慨深いものがございます。やる気になると、こんなに早く動くんだというのが正直な感想でございます。

その上で、一つ思いましたことですが、この規制緩和をし、効率化、合理化によって規格の改正をしていく。多分これからもしていくと思うのですが、最終的にお米が売れなければ、この規格の改正も実らないと思うのです。つまり、生産現場で合理化がされ、省力化され、そして流通現場、様々なステージでもってよくなっていくということが、それでもって国民がお米をもっと食べる。今よりも減らさない。そういうふうに結び付かないと何のための規格改正かなというところも、消費者としてはちょっと思っているところでございます。もちろん、海外へ展開していくという、そういう選択肢は片方であるわけですが、主食の材料としてお米がトップから落ちたとはいえ、まだまだ日本の国民の主食を支えているのはお

米だというふうに思いますので、これを是非、ここは規格を検討する検討会ですので、この場で言うべきことではないかもしれませんが、うまくどこかの部署で生産拡大についてこの規格改正をつなげていていただきたいと、そんなふうに思っております。

それが1点でございます。

もう一つは、これまでもほかの委員が御発言されてきましたように、あらゆるステークホルダーの方々にこの規格改正の内容と趣旨がうまく伝わっていくということがとても大事だというふうに思っております。例えば、生産なり流通なり販売でもそうですけれども、大規模なところには情報は届きやすいです。ですけれども、大規模でない小規模のところにはなかなか情報が届きにくいという、そういう厳しい現実がございますけれども、あらゆる生産現場でも、流通現場でも、それから販売でも、全てが大規模だけではないというところをお考えいただいて、あまねく広くきちんと伝えていただくことがこの規格改正の意味ではないかなというふうに思っております。

その上で規格改正をして、仕組みが新しく変わって動き出すときには、必ずそこには疑問なり問題なり発生してくるのが当然だと思いますので、当事者のそういう悩みとか課題とか、新たな課題とか悩みとか問題点が出てきたときに、それをきちんと受け止める窓口がないといけないと思います。ですから、それもどこの部署がやるのか分かりませんが、身近なところに必ず当事者の声が、いいことも悪いことも届くような、そういうものを作っていただきたいと思うわけでございます。

例えば具体的なことで、また少し話が違うのですが、品種銘柄ですと、今回消費者にとっては、表示に関わることなので非常にうれしく思ったわけです。これ以前に未検査米というのは表示ができなかったのですが、改正されて未検査米にも表示がされるようになって、消費者の商品選択、お米に関してですけれども、その幅が広がったわけです。今までもそうであったわけですが、今度は、新たにこの品種銘柄が今回認められることになりましたので、更に消費者がお米を選択する、商品を選択するときの非常に大きな一つのツールになるんだろうと思います。

そんなふうにして、消費者も決してこういった改正とか、新しい動きに無関心ではないので、是非、今私は特定非営利活動法人ふぁみりあネットという地方で子育てを主にしているNPO法人として出ておりますけれども、もう一面で全ての都道府県に組織を持つ全国地域婦人団体連絡協議会の事務局長という立場におります。したがって、新しい商品に関わる、表示に関わるシステムの仕組みができましたときには、組織を通じて全国に啓発をしていくという、

そういう仕事をしております。

かつて、加工食品の原料原産地制度が大きく変わりましたときに、表示は消費者庁が直接の担当部局でございますから、消費者庁とともに表示について全国で周知をするという運動をしております。また、お米に関しても私ども消費者団体としてできることがあれば、是非農水省さんとも御一緒にさせていただければ有り難いと思っております。

今回もこういう改正に関わらせていただいて、本当にうれしく思っております。今後も農水省に期待するところでございます。ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。夏目委員からも1から3の御異論がないということで、さらに、今回の改正が生産拡大とお米が売れるということにつながってほしいという御要望でございます。特にこの改正の情報につきまして、小規模な皆様も含めて、全ステークホルダーに情報、改正の内容と趣旨を伝えていただきたいということです。それから、さらに、新しい規格が始まる時には、当事者のいろいろな問題があると思いますので、広域的な問題も生じたときに受け止める窓口が欲しいという御要望でございます。さらに、消費者の商品選択の幅が広がったので、大変いい改正ではないかという御意見と、さらに、こういった制度の改正をいろいろな団体、いろいろな皆様がその普及に携わっていくのではないかと、農水、国の方も是非その普及に努めていただきたいという御要望と承りました。

事務局、いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 本当に今回の機械鑑定の規格や品種銘柄の規格改正などが消費拡大につながっていったり、生産の高度化・拡大につながっていくということ、本当にこれは目指していかなければいけないことだろうというふうに思っております。こういった農産物検査規格の改正が、例えば現在取組を進めておりますスマート・オコメ・チェーンコンソーシアムの中でのいろいろな情報を消費者に御提供していくという取組にも更につながってくると思っておりますので、ほかの仕組みともつながって消費拡大に寄与していくような農産物検査になると良いと思っておりますし、そのようなことを目指していきたいと思っております。

また、制度の周知につきまして、改正の周知、これは先ほども出ておりましたとおり、丁寧にしっかり行っていくということが大変大事だと思いますし、そのような中でまた消費者団体の皆様方と手を携えながら、これは広く周知活動も一緒に、是非連携させていただきながら、お力をお借りしながら、各団体と実施をしていくことを進めさせていただければ大変有り難いなというふうに思っております。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○大坪座長 夏目委員、よろしいでしょうか。

○夏目委員 結構でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

では、最後に横田委員、よろしくお願いたします。

○横田委員 はい。私の方も、今回の検討事項については特に異論はございません。

その上でコメントとして発言させていただきますけれども、機械鑑定の規格についてです。もうこれまで委員の皆さんがおっしゃったとおりだと思いますけれども、私は生産者の立場で発言をさせていただくと、私は大分いろいろなこういう、この関係の検討会の際に発言するときに、生産者としては、この結果を生産現場にフィードバックできるかどうかというのが非常に注目しているところですので、例えば今度の機械規格のときに、例えば白未熟粒という形で数字が出ますけれども、これまでの規格で言えば、その中にも乳白、心白、基部未熟とかと細かく分かれていて、それは例えば高温になった時期とか、登熟の過程でどの時期にどういう管理をしていたからこういう結果が出たのかみたいなことと比較的関連されるようなところがあったわけですが、今回、白未熟粒と一本化して、規格としてはそれでいいんだと思うんですけども、それでも細かい項目がちょっと見えにくくなってしまっている気がしています。ただ、実際の穀粒判別器とかではその数値は機械として出ているはずなので、例えば、これは運用の話だと思いますけれども、規格としてはこういうものを外に出すけれども、実際の測定の数字はもっと、ここに出ないような数値も、それぞれ各メーカー、もしかしたら違うかもしれないかもしれませんが、出てくる情報もあると思うので、そういった情報を生産者の方にフィードバックして、それを基にまた生産を改善していくみたいなことが運用としてはできるような、そういう形に検査機関に指導していただける形になると、これまで穀粒判別器で測るといふことはなかなか少なかったかもしれないが、今後はそういう機会が増えてくるんだと思いますので、その結果を生産者にフィードバックして生産改善が進むような方向に行くのと有り難いなと思いました。

それとも関連するんですけども、スマート・オコメ・チェーンの話ですけども、そういうデータとか、特にこの穀粒判別器で測定したようなデータが共有化できたり、連携できたりとか、次に渡せたりということがすごく意味があることだと思うんですけども、それは農水省の別の部局になってしまうかもしれませんが、今お米の現物市場の検討もされていると思います。これはまだどうなるかは分からないと思うのですが、この間も議事録を見ていたら、情報伝達することがすごく重要だというふうに議事録に書いてありましたので、例えばそういう

ところにもこのスマート・オコメ・チェーンとかで検討されているようなところがもしかすると貢献するのかなという気もしています。いずれにしても、先ほど夏目委員もおっしゃったような、いろいろな、消費者もそうですし、これまでの流通全体も含めて、情報伝達することでまた新たな価値というか、生まれてくると思いますので、是非そういう広がり、この新しくできた規格の広がりにも期待をしたいと思いますし、そういう広がりを進めていくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。横田委員からも1番から3番は御異論がないということ承りました。その中で、規格である白未熟粒、プラス、それぞれいろいろなデータが取れると思いますので、そういった情報も必要があれば生産者に戻していただいて、生産の向上、経営向上につなげていただきたいという御要望です。

それから、スマート・オコメ・チェーンを中心に、データを共有することで連携を広げる。いろいろなところで市場の開拓とか、お米の市場開拓とかにつながればいいなという御要望を頂きました。

事務局、何かございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 これまでの等級規格でございますと、1等であるか、2等であるかといった情報のみ生産者の方はお知りになることができたということだと思いますけれども、今後、機械鑑定の規格でございますと、その九つの項目の数字が生産者にフィードバックされるといったようなことになるとと思いますので、白未熟がどれだけあったのかといったようなことを、また次年度の営農につなげていただくといったようなことができるようになるんだろうなというふうに思いますし、さらに、これはメーカーの中の取組ということになるのかもかもしれませんけれども、穀粒判別器の中で基部未熟粒がどれだけあるとか、内訳が更に分かる機械ができていくとか、そういった民間段階の努力が、創意工夫が更に進んでいって、生産者に精緻な情報が伝わるようになるといったようなことにもつながるかもしれないなというふうに思っております。

また、オコメ・チェーンの話がございました。オコメ・チェーンの中で米にいろいろな情報、取引に応じて必要な情報を消費者の方まで届けていくという取組でございますので、やはり消費者の方々がいろいろなお米の価値を、例えば健康にいいとか、あるいは特定の食味を持っているとか、いろいろな価値観がある中で、いろいろな取引が進むようにというところにつながるというふうに思います。現物取引の議論につながるかどうかというのは分かりませんが

も、オコメ・チェーンの取組はそのようないろいろな多様な取引につながる情報を提供しているんだらうなというふうに思っております。

○大坪座長 局長、どうぞ。

○平形農産局長

横田委員のおっしゃられた点は非常に重要な点だというふうに思っています。現物市場自体は今検討会をやっておりますし、参加する方々の中で、どういう形で市場を立ち上げて、それがどうやって使われているかということを中心に議論はされているとは思いますが、おっしゃるとおりに、どういう情報を入れるかって、特に市場になると、とにかくデータの信頼性というのは非常に重要になってまいります。ですから、まずはこのスマート・オコメ・チェーン、まず立ち上げて、運用されて信頼されて、そのところが多分一番大事だと思っておりますので、まずそれをやって、それが例えば現物の市場ですとか、そういったものができたときに、それが使われるということになります。まずしっかり立ち上げて、これが現実に皆さんに使っていただけるようになるように、ここをとにかくやっていきたいというふうに思っています。

○大坪座長 局長、ありがとうございました。

横田委員、よろしいでしょうか。貴重な御提言をありがとうございました。

○坪谷委員 すみません、ちょっと新潟から。

○大坪座長 坪谷委員、どうぞ。

○坪谷委員 この穀粒判別器の検査が進んだからといって目視検査がなくなるということではないと思います。私が例えば集荷する立場だったら、今までどおり目視の1等、2等、3等というので集荷すると思います。ただし、そのときに今まで1等のつもりで出荷した生産者が実は2等の印を押されたというときに、客観的なデータはなかったわけですから、むしろ集荷するJA全農とか集荷業者もこういう穀粒判別器のデータを基に生産者にフィードバックしてやるような仕組みができるので、必ずしも検査して売ることだけを考えることではないような気がしましたので、ちょっと補足で言いました。

以上です。

○大坪座長 坪谷委員、ありがとうございました。おっしゃるように、目視検査がなくなるわけではなくて、並行して進められるということでございます。事務局、何かございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 そのとおりでございますので、現在の目視検査も受けることが

できるといったようなことでございますし、また目視検査のときに参考として穀粒判別器も使ってみるということもあると思いますので、そういう組合せ方もあるんだろうなというふうには思います。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から一当たり御意見、コメントを頂きまして、ありがとうございます。た。

せっかくの機会でございますので、是非という御意見がございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この検討委員会の結論を整理したいと思うんですけれども、資料3、4及び5に記載されている農産物検査規格の改正につきまして皆様から御賛同の意見、そして運用に関してはいろいろとまた御配慮くださいということ、性能、機器の性能の向上とか情報の伝達とか、いろいろな御要望を承りながら、基本的に1から3番まで御賛同いただきました。

それで、結論といたしましては、本検討会として事務局から御説明いただいた規格改正の内容、これは適切であるという結論でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○大坪座長 ありがとうございます。それでは、この検討会の結論として、そのようにさせていただきます。

これで一応議事は全て終わりました。全般に関して、何か委員の皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにないようですので、進行を事務局にお返しいたします。私の拙い司会で少し時間が過ぎてしまいました。おわびとともに、皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○齊官穀物課課長補佐 大坪座長、誠にありがとうございました。

これにて農産物検査規格検討会を終了いたします。本日の資料は、本検討会終了後、速やかに農林水産省ホームページに掲載させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。